

新潟市空き家活用推進事業

住替え活用タイプ補助金交付要領

(総則)

第1条 新潟市空き家活用推進事業に係る住替え活用タイプの補助金の交付については、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 子育て世帯をはじめとする個人が自ら居住する空き家の購入やリフォームを支援することで、空き家の有効活用、流通促進及び子育てしやすい環境づくりを図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者等 申請者、申請者と同居する者、又は要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに申請者と同居する予定の者

(補助事業の要件)

第4条 要綱第3条の規定による市長が別に定める補助事業の要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後に、申請者が自ら居住するため、空き家の購入による取得を行うこと
- (2) 申請者等が、要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに対象となる空き家に転居すること
- (3) 申請者等が、対象となる空き家に10年以上継続して居住する予定であること
- (4) 補助事業により取得する空き家は10万円（消費税及び地方消費税相当額を

除く。)以上で購入すること(購入費を補助対象とする場合に限る。)

- (5) 要綱第2条第2号の規定による市長が別に定める対象リフォーム工事の要件は、以下に掲げるものとする(対象リフォーム工事費を補助対象経費に含む場合に限る。)

ア 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人(工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。)又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること

イ 10万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以上の対象リフォーム工事を実施すること

- 2 申請者が子育て世帯に属する場合、前項第1号を次のように読み替える。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後に、申請者が自ら居住するため、空き家の購入による取得又は対象リフォーム工事のいずれかを行うこと、若しくは空き家の購入による取得及びリフォーム工事を行うこと

- 3 取得する空き家が共同名義になる場合、申請者以外の共同名義人は、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに申請者と同居する者であること

- 4 空き家の取得日は、空き家の購入費用の支払い完了日、又は所有権移転登記の完了日のうちいずれか早い日とする。

(空き家の要件)

第5条 要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の完了の日から起算して15年を経過したもの
- (2) 戸建住宅であること
- (3) 不動産の登記がなされていること
- (4) 申請者等以外の居住又は使用に供されたことがあること
- (5) 申請者の居住後において、店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部

分以外の部分がある場合、床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住宅」という。）

（６） 「にいがた安心こむすび住宅推進事業」の補助金交付を受けていないもの

２ 空き家を購入する場合、要綱第２条第１号の規定による市長が別に定める要件は、前項に規定する要件の他、以下に掲げるものとする。

（１） 申請者等が所有しているものでないこと

（２） 申請者等の２親等以内の親族又は申請者等の配偶者が所有しているものでないこと

３ 空き家をリフォームする場合、要綱第２条第１号の規定による市長が別に定める要件は、第１項に規定する要件の他、以下に掲げるものとする。

（１） 申請者等が要綱第１３条に規定する実績報告書の提出までに購入等により取得するもの

（２） 同会計年度に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のないもの

（申請者の要件）

第６条 要綱第２条第３号の規定による市長が別に定める申請者の要件は、以下に掲げるものとする。

（１） 要綱第１０条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第１３条に規定する実績報告書の提出までに対象となる市内の空き家に居住する個人

（２） 過去に補助金の交付を受けていない者

（３） 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成２４年新潟市条例第６１号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

（４） 市税を完納していること

(補助対象経費)

第7条 補助金の補助対象経費は、申請者が一般世帯に属する場合は空き家の購入に係る経費とし、申請者が子育て世帯に属する場合は空き家の購入及び空き家のリフォーム工事に係る経費とする。

2 要綱第4条第1項第3号の規定による市長が別に定めるものは、別表第1に定めるものとする。

3 居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに空き家を購入する場合（併用住宅に限る）、補助対象経費の算定方法は居住の用に供する部分の床面積按分とする。

(交付申請の申請書類等)

第8条 要綱第8条第1項の規定による市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）

(2) 当該空き家の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）（購入費を補助対象にする場合に限る。）

(3) 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の3）（リフォーム工事を補助対象とする場合に限る。）

(4) 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）

(5) 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真（リフォーム費を補助対象とする場合に限る。）

(6) 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(7) 新潟市制度用の納税証明書（申請した会計年度に発行されたものに限り、新潟市内に住所がない者を除く。）

(8) 補助事業実施後の居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面

積が確認できる図面（併用住宅に限る。）

（９） 一部増築、一部改築又は一部減築の工事に係る部分の床面積及び既存部分の床面積が確認できる図面（当該工事を補助対象とする場合に限る。）

（１０） その他市長が必要と認めるもの

２ 前項第７号に定める書類が申請書提出時に発行できない場合、要綱第１３条第１項の規定による実績報告書の提出までに、提出すること。

（実績報告の報告書類等）

第９条 要綱第１３条第１項の規定による市長が別に定める実績報告書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

（１） 実績報告書（要領別記様式第２号）

（２） 申請者を含む世帯全員分の住民票の写し

（３） 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（補助事業者へ所有権移転登記完了後のもので、購入費を補助対象とした場合に限る。）

（４） 当該空き家の購入に係る売買契約書の写し（購入費を補助対象とした場合に限る。）

（５） 当該空き家の購入に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもので、購入費を補助対象とした場合に限る。）

（６） 対象リフォーム工事を含む工事請負契約書の写し（リフォーム費を補助対象とした場合に限る。）

（７） 対象リフォーム工事に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもので、リフォーム費を補助対象とした場合に限る。）

（８） 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できる

もので、リフォーム費を補助対象とした場合に限る。)

(9) 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真(リフォーム費を補助対象とした場合に限る。)

(10) 交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合(軽微な変更の場合に限る。)は、当該変更の内容が確認できる書類

(11) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証の写し(対象工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続き(建築基準法第87条において準用する場合を含む)が必要な場合に限る。)

(12) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第2号の住民票における住定日が、申請者等が実際に空き家に転居した日と異なる場合、前項に規定する書類に加えて空き家への転居を証する書類(電気、ガス、水道などの使用開始日を示す書類、若しくは引越しの領収書のいずれか)を提出するものとする。

3 子育て世帯のうち、妊娠している者が同居している世帯である場合、前2項に規定する書類に加えて母子健康手帳の写し(交付日及び親の名前がわかるもの)を提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月20日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

種別	補助の対象外となる経費
空き家の購入に係る経費	次の各号に掲げる経費とする。 （１）土地の購入に係るもの （２）固定資産税清算金 （３）契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料 （４）その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの
対象リフォーム工事に係る経費	次の各号に掲げる経費とする。 （１）家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの （２）電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く） （３）店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分に係るもの （４）外構、植栽（植樹、剪定など）及び居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの （５）下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの （６）太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの （７）ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの （８）その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

要領別記様式第 1 号（第一面）（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〒
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号
E メール

新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活 用 の タ イ プ	住替え活用タイプ（ ☐ 子育て世帯 ☐ 一般世帯）								
用 途	住宅								
補 助 対 象	☐ 購入 ☐ リフォーム ※一般世帯は購入のみ。様式第 1 号（第二面）、様式第 1 号の 3 は添付不要。								
空き家の所在地	新潟市 区								
補助対象経費 (C)	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円（第三面より）								
補助金申請額 (F)	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円（第三面より）								
補助事業着手 予 定 年 月 日	年 月 日								
補助事業完了 予 定 年 月 日	年 月 日								
空き家購入の 共同名義人（予定）	氏名： 住所：								

（申請者が、申請手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。				
手 続 代 行 者	住 所	〒		
	会 社 名		ふりがな 担当者名	
	電話番号		E メール	

要領別記様式第 1 号（第二面）（第 8 条関係）

工事に係る仕様書

<住宅リフォーム工事の内容>

外部			
工 事 種 別		工 事 概 要	
①	屋根リフォーム		
②	外壁リフォーム		
③			
内部			
室 名		改修部位	工 事 概 要
④		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑤		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑥		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑦		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑧		床	
		壁	
		天井	
		その他	
⑨		床	
		壁	
		天井	
		その他	

要領別記様式第 1 号（第三面）（第 8 条関係）

世帯種別の確認	☐ 子育て世帯	☐ 一般世帯
---------	--------------------------------	-------------------------------

<補助対象経費> 税抜きで記載してください。（消費税は補助対象外となります。）

項 目	金 額	備 考
購 入 費（A）	円	見積書（売買契約書）の内訳 証明書補助対象経費の額
工 事 費（B）	円	工事見積書（請負契約書）の 内訳証明書補助対象経費 合計の額
補助対象経費合計 （C）＝（A）＋（B）	円	第一面の（C）欄へ

※ 購入費（A）と工事費（B）はそれぞれ 10 万円以上であること

<補助金申請額>

項 目	金 額	備 考
購 入 費（D）	円	計算方法は下記参照
工 事 費（E）	円	（B）× 1 / 2 以内 （上限 25 万円）
補助金申請額 （F）＝（D）＋（E）	0 0 0 円	第一面の（F）欄へ
<購入費（D）の計算> 子育て世帯： （A）× 1 / 2 以内（上限 100 万円） 一般世帯： （A）× 1 / 3 以内（上限 30 万円）		

※ 補助金申請額（F）は、千円未満切り捨て

<補助対象要件に関する確認事項>（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
☐	当該空き家は、申請日前 3 ヶ月以上の間、そのすべてが常態として人の居住又は使用に供されていません。
☐	当該空き家は、建築工事の完了から起算して 1 年以上経過し、居住又は使用に供されたことがあります。
☐	本事業により購入またはリフォームした住宅に 10 年以上継続して居住します。
☐	補助金の交付決定を受けた後に、補助対象事業（空き家の取得、リフォーム工事）を実施します。
☐	申請者本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出をします。
☐	上記の他、申請の内容は本補助金の要綱及び要領に定める各条項に適合します。

要領別記様式第 1 号の 2（第 8 条関係）

見積書（売買契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（売主又は仲介業者等）住 所

（法人等にあつては所在地）

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

申請者（空き家の買主） 様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る売買契約の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

■ 空き家の所在地：新潟市 区

売買契約書の内容及び内訳明細表

補助対象経費（A）	
内容	金額（税抜）
空き家（土地代を含まない）の購入費	円
補助対象外経費	
内容	金額
土地の購入費	円
合計	円
消費税※	円
見積額 合計	円

※個人から個人への空き家（建物）の売買、及び土地の売買には消費税はかかりません

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
☐	上記の空き家は「にいがた安心こむすび住宅推進事業」の補助金交付を受けた住宅ではありません。

要領別記様式第 1 号の 3（第 8 条関係）

工事見積書（請負契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所
会 社 名
代表者名

申請者_____様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
工事種別	金額（税抜）
屋根リフォーム	円
外壁リフォーム	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
補助対象経費合計（B）	円
補助対象外経費（b）（その他工事）	円
合計（B）＋（b）	円
消費税	円
見積額 合計	円

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
☐	上記の内訳に他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものは含まれておりません。
※「重複」とは、同一の箇所・部位の同一の工種・項目又は同一の補助対象経費において他の補助金を併用して受給していることをいう。 併用している助成事業がある場合は、事業名を記載してください。 	

要領別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者） 市

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 実績報告書

年 月 日付 新住G 第 号の2 で交付決定のあった空き家活用推進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活 用 の タ イ プ	住替え活用タイプ（ ☐ 子育て世帯 ☐ 一般世帯）													
用 途	住宅													
補 助 対 象	☐ 購入 ☐ リフォーム													
空き家の所在地	新潟市 区													
項 目	交付決定通知書に記載された額						実績額							
補 助 対 象 経 費 (C)						円						円		
交 付 決 定 額					0	0	0	円						
交 付 算 定 額 (F)	※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額≦交付決定額)										0	0	0	円
着 手 年 月 日	年 月 日													
完 了 年 月 日	年 月 日													

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)										
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	☐ 普通 ☐ 当座	第									号
	フリガナ											
	名 義 人											

※振込先の名義人は原則として、補助事業者と同一としてください。